二　有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ　処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1)　有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(2)　その他環境省令で定める措置

ロ　処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ　処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三　有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

（廃止の届出）

第十六条の四　法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項第七号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第十号とし、同項第五号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第六号とし、同項第一号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　法第十二条の七第一項の認定（当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。）に関する事務

二　法第十二条の七第七項の規定による変更の認定（前号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

三　法第十二条の七第九項の規定による届出の受理（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

四　法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

第二十七条第二項中「以下この項において同じ。」を「）、第六条の七の二及び第十六条の四」に、「第五条の五の」を「これらの」に改める。

第二十八条中「及び第十三条」を「、第六条の七の二、第十三条及び第十六条の四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「及び第十三条」を「、第六条の七の二、第十三条及び第十六条の四」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

3　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　有害使用済機器（廃棄物処理法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管、処分及び再生の規制に関すること。

総務大臣　野田　聖子
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号イ(1)中「千二百七十三万千五百円」を「千四百五十八万千四百円」に改め、同号イ(2)中「七百二十六万九千二百円」を「八百三十二万五千三百円」に改め、同号イ(3)中「九百八万六千四百円」を「千四十万六千七百円」に改め、同号イ(4)中「四百三十五万三千八百円」を「四百九十八万六千三百円」に改め、同号イ(5)中「四十六万七千八百円」を「五十万六千四百円」に改め、同号イ(6)中「三十七万五千円」を「四十万六千円」に改め、同号イ(7)中「二百五十六万七千四百円」を「二百七十七万九千三百円」に改め、同号イ(8)中「百九十二万六千七百円」を「二百八万五千八百円」に改め、同号イ(9)中「百五十三万六千七百円」を「百六十六万三千六百円」に改め、同項第二号イ(1)中「六百三十七万二千五百円」を「七百二十九万八千四百円」に改め、同号イ(2)中「三百六十三万八千五百円」を「四百十六万七千百円」に改め、同号イ(3)中「四百五十四万八千百円」を「五百二十万八千九百円」に改め、同号イ(4)中「二百十九万七百円」を「二百五十万九千円」に改め、同号イ(5)中「二十三万六千九百円」を「二十五万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「十八万九千二百円」を「二十万四千八百円」に改め、同号イ(7)中「百二十八万七千五百円」を「百三十九万三千八百円」に改め、同号イ(8)中「九十六万三千七百円」を「百四万三千三百円」に改め、同号イ(9)中「七十七万三千三百円」を「八十三万七千二百円」に改め、同号イ(10)中「十五万六千四百円」を「十六万九千三百円」に改め、同条第二項第一号イ中「九十九万九千五百円」を「百十四万四千七百円」に改め、同号